

無関心であつてはならない

中央仏教学院講師 中尾史峰



先の第166回通常国会において、政府与党から「日本国憲法の改正手続に関する法律案」(国民投票法案と言われています)が提出され、衆議院「日本国憲法に関する調査特別委員会」の審議を経て、賛成多数によって可決されることは、私たちの記憶に新しいことです。(註:4月15日現在)

日本国憲法第96条の憲法改正の手続に関する規定では、「憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国民に提案して承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票において、その過半数の賛成を必要とする」(要約)と極めて具体的な手続が定められています。しかし、憲法制定から今日に至るまで、改正手続に関する正式な議論が行われたことはなく、また、今回どれほどの時間を国会審議に費やしたからと言って、国民投票法案の内容及び法律制定の是非についても、充分に議論が交わされたとは言い難い状況にあるのではないでしょうか。本来ならば、日本の将来を左右するとまで言うべき憲法改正につながる重要な案件であることからも、政府の責任において、国民的コンセンサスを得るような措置が講じられ、かつ充分な議論が尽くされた結果としての法制措置でなければならぬ筈が、参議院議員選挙をにらんでの与野党の思惑のみが優先されてしまい、まさに数だのみの所謂、永田町の論理によって採決が行われるという、誠に悲しむべき様相が露呈したと言わざるを得ません。

民主主義のルールとして、事の可否を決定する方法の一つに“多数決”という考え方のあることは当然のことですが、これはあくまでも最終の意思決定に関する手続であって、それに至るまでのプロセスをないがしろにしてもいいということではありません。まずは、日本という国にとって、また、この国を支える国民にとって何が大切なのか、国民一人ひとりの権利をいかに保障していくのか、このことに議論の軸足を置くことが重要なのではないでしょうか。

蓮如上人は、『御一代記聞書』において、「一宗の繁昌と申すは、人のおほくあつまり、威のおほきなることではなく候ふ。一人なりとも、人の信をとるが、一宗の繁昌に候ふ。」(『註釈版聖典』1271頁)とお示しくださっています。

私は、今回のようなことに出合うたびに、この上人のお言葉と私自身の日常とを重ね合わせ、考えてみることにしています。「決して無関心であつてはならない」と自らを戒めながら。

(浄土真宗本願寺派総局公室次長:寺と教団担当)